

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全対策事業（視距改良事業）																																						
地区名	一般県道 ^{ながほらいぬやま} 長洞犬山線																																						
事業箇所	いぬやましおおあざいまい 犬山市大字今井																																						
事業のあらまし	一般県道 ^{ながほらいぬやま} 長洞犬山線は、 ^{ぎふけんかにしながほらいぬやまし} 岐阜県可児市長洞と犬山市中心部を結ぶ路線である。 当該区間は道路が曲線部となっており、視距が取れず危険な状況となっている。 このため、本事業により待避所を設置することで、車両のすれ違い時に安全に待避できるスペースを確保し、交通事故の削減を図るものである。																																						
事業目標	【達成（主要）目標】 ①交通事故の削減 【副次目標】（必要に応じて記載する） —																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	1.0 億円		■工事費 0.5 億円、■用補費 0.3 億円、■その他 0.2 億円																																				
事業期間	採択予定年度	2021 年度	着工予定年度	2023 年度	完成予定年度	2024 年度																																	
事業内容	視距改良 延長 L=0.16km、幅員 6.5m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	・現況道路は、路肩が狭く、視距が悪いため、視距改良工事を行うことで安全な通行空間の確保が必要である。																																					
	判定	A	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>→</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>							2021	2022	2023	2024	合計	工種 区分	調査・設計	←→				0.2	用地補償		←→			0.2	工事			←→	→	0.6	事業費（億円）		1.0				1.0
			2021	2022	2023	2024	合計																																
	工種 区分	調査・設計	←→				0.2																																
		用地補償		←→			0.2																																
工事				←→	→	0.6																																	
事業費（億円）		1.0				1.0																																	
2) 地元の合意形成	・地元から強い要望があり、事業の実施について地元の合意形成がなされている。																																						
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																					
理由	・十分な事業執行体制が整っており、事業計画の実効性が高いため。																																						
III 対応方針																																							

事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 ・交通事故の発生状況の変化 ・車両の走行軌跡の変化（着手前との比較）	